

# 令和5年度 第1回 市川市社会福祉審議会 会議録

## 1. 開催日時

令和5年7月5日(水) 10時00分～11時30分

## 2. 開催場所

市川市役所第1庁舎5階 第2委員会室、会議室5

## 3. 出席者

### 【委員】

岸田委員(会長)、山下委員(副会長)、石原委員、岩松委員、菊田委員、木下委員、久保木委員、佐藤委員、坪井委員、福澤委員、松尾委員、松丸委員、松村委員、丸谷委員、村山委員、森高委員、山極委員、山崎委員

### 【市川市】

菊田福祉部長、荒井福祉部次長、池田福祉部次長、寺島地域共生課長、奥野地域包括支援課長、藤田介護保険課主幹、加藤障がい者支援課長、内池発達支援課長ほか

## 4. 傍聴者

0名

## 5. 議事

- (1) 正副会長の選任について
- (2) 市川市社会福祉審議会専門分科会について
- (3) 次期計画の策定について(諮問)
  - ① 第5期市川市地域福祉計画
  - ② 第9期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
  - ③ 第5次いちかわハートフルプラン
- (4) その他

## 6. 配付資料

- ・ 会議次第
- ・ 資料1 : 第10期市川市社会福祉審議会委員名簿
- ・ 資料2 : 第10期市川市社会福祉審議会委員専門分科会委員名簿(案)
- ・ 資料3 : 諮問書の写し
- ・ 資料3-① : 第5期市川市地域福祉計画(令和6～11年度)の策定について

- ・資料 3-② : 第 9 期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和 6～8 年度）  
の策定について
- ・資料 3-③ : 第 5 次いちかわハートフルプラン（令和 6～8 年度）の  
策定について
- ・資料 4 : 令和 5 年度 市川市社会福祉審議会・各専門分科会開催予定表（案）

7. 議事録

(午前 10 時 00 分開会)

発言者	発言内容
	<p style="text-align: center;"><b>(1) 正副会長の選任について</b></p> <p style="text-align: center;">(会長に岸田委員、副会長に山下委員が選任された。)</p> <p style="text-align: center;"><b>(2) 市川市社会福祉審議会専門分科会について</b></p> <p>岸田会長            それでは、議題(2)「市川市社会福祉審議会専門分科会について」に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。</p> <p>地域共生課長            <b>(資料1から資料2に基づき説明)</b></p> <p>岸田会長            ただいま、事務局より説明がありました。 第10期市川市社会福祉審議会専門分科会については、このような分担でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>岸田会長            それでは、3つの専門分科会の運営を行い、各専門分科会で行った議題を、本会議にて、報告、審議するというところでよろしくをお願いします。 委員の皆様からご意見やご質問等はございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p style="text-align: center;"><b>(3) 次期計画の策定について (諮問)</b></p> <p style="text-align: center;">(次期計画案 (①第5期市川市地域福祉計画、②第9期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、③第5次いちかわハートフルプラン) について、福祉部長より諮問を行った。)</p> <p style="text-align: center;"><b>①第5期市川市地域福祉計画</b></p> <p>岸田会長            それでは、「①第5期市川市地域福祉計画」について、事務局よりご説明をお願いいたします。</p> <p>地域共生課長            <b>(資料3-①に基づき説明)</b></p>

岸田会長	「基本理念」と「行動指針」の関係についてお聞かせください。
地域共生課長	「基本理念」につきましては、目指していくべき理念、「行動指針」につきましては、その理念を実現するための行動を具体的に示すものと考えております。
岸田会長	基本理念を達成するための行動指針ということですね。 今回は「地域共生社会」がキーワードとなっておりますので、多様な人が1つとなり、多様性を認め合いながら生活ができるような社会を目指していけたらと思います。
山下副会長	資料の3ページに「市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」と記載があり、各項目ごとに盛り込む内容がそれぞれ記載されております。 これらはそれぞれどのようなイメージで計画に盛り込まれていくのかについてお聞かせください。
地域共生課長	こちらは国のガイドラインで示されている内容の抜粋となっております、今後計画を策定するにあたり、各項目ごとに検討していきたいと考えております。
山下副会長	市川市らしいものが計画の中に盛り込まれていくことが望ましいと思いますので、積極的な検討をお願いいたします。
村山委員	市川市地域福祉計画の中には、高齢者に関する計画、障がい者に関する計画、子どもに関する計画がそれぞれ盛り込まれておりますが、これら3つの計画は3年ごとに策定され、一方で地域福祉計画は6年に1度の策定となっているかと思えます。 このタイムラグにより、それぞれ3つの計画を地域福祉計画の中に盛り込んでいくのは難しいことのように思いますが、盛り込むべき内容については各分科会にて検討されるのでしょうか。
地域共生課長	市川市地域福祉計画は6年に1度策定をするものとなっております、高齢者に関する計画、障がいに関する計画、子どもに関する計画はそれぞれ3年ごとに策定をしていきます。 市川市地域福祉計画においては、この3つの計画の共通的事項を定めるものとなっておりますので、盛り込むべき事項については、専門分科会等で検討のうえ、盛り込んでいくこととなっております。
岸田会長	地域福祉計画はすべての計画に係るものですので、各分科会で審議をし

<p>岩松委員</p>	<p>ていただき、審議会の中で改めて審議をすることが大切かと思えます。  高年齢者福祉計画・介護保険事業計画やハートフルプランなどの進捗を確認しながら、地域福祉計画に盛り込んでいけたら良いかと思えます。</p> <p>資料2ページの「基本目標(案)」についてです。  第5期の計画においては「共に」という言葉が加わっておりますが、こちらのワードが加わった経緯をお聞かせください。</p>
<p>地域共生課長</p>	<p>令和2年に社会福祉法の改正があり、地域共生社会の実現が規定されました。地域共生社会の実現に向け、地域の支えあいの仕組みを踏まえ、地域住民と行政が共に地域共生社会を作ることを目指し、「共に」という言葉を加えました。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>②第9期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画</b></p>
<p>岸田会長</p>	<p>それでは、「②第9期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」について、事務局よりご説明をお願いいたします。</p>
<p>地域包括支援課長</p>	<p style="text-align: center;"><b>(資料3-②に基づき説明)</b></p>
<p>岸田会長</p>	<p>ただいま事務局よりご説明がありました。委員の皆様からご意見やご質問などはございますでしょうか。</p>
<p>山下委員</p>	<p>市川市地域福祉計画の中では、「基本理念」と「行動指針」が定義づけられており、一方で市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画においては、「基本理念」と「基本指針」という言葉で定義づけられております。2つの計画でそれぞれ表現が違っているのはなぜでしょうか。また、その違いについて教えてください。</p>
<p>地域包括支援課長</p>	<p>ご指摘のとおり、市川市地域福祉計画では「行動指針」と定めております。市川市地域福祉計画については、第3期計画で初めて「行動指針」が定められました。「住民が作る身近な福祉コミュニティ」と、市民でも分かりやすい用語を定め、住民のみんなで取り組んでいこうといった考え方がございました。</p> <p>一方、市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本方針については、地域の多様な主体が持つ強みなどを活かし、介護保険事業計画や行政だけでなく、さまざまな主体が地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいく為のものを整理したものです。</p>

山下委員	<p>市民の皆様はこの基本方針をより理解いただくため、引き続き議論が必要かと思えます。</p>
松村委員	<p>日常生活圏域の区分けについてですが、どの自治会がどの地域に属しているかが分かるような一覧のようなものはありますか。</p>
地域包括支援課長	<p>ご指摘いただきました日常生活圏域に関連し、市川市の定める14圏域、15圏域、4圏域についてそれぞれご説明いたします。</p> <p>市川市では自治会連合協議会の中で、市内を14圏域に分け、それぞれ自治会の地区連合会を定め、市内全体の自治会の取り組みを推進しております。</p> <p>また、自治会の取り組みの内容に合わせて、地区社会福祉協議会も同じ14圏域で活動しております。</p> <p>現在の日常生活圏域につきましては、市内14の自治会連合協議会、地区社会福祉協議会の区域に合わせて、そのいくつかをまとめ東西南北で4圏域としてまとめております。</p> <p>第9期計画の案においては、日常生活圏域は15圏域としておりますが、こちらは14圏域をもとに定めた高齢者サポートセンターの圏域で、人口規模が大きい南行徳地区を2圏域に分け、市内15圏域としており、市川市地域福祉計画や市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画にも記載をしております。</p>
松村委員	<p>東西南北の4つの区分けについては、どのように分けられているかもう少し詳しく教えてください。</p>
地域包括支援課長	<p>北部につきましては、大柏地区、宮久保・下貝塚地区、曾谷地区、国分地区の4地区、西部につきましては、国府台地区、真間地区、市川第一地区、市川第二地区、菅野・須和田地区の5地区、東部につきましては、市川東部地区、八幡地区、信篤・二俣地区の3地区、南部につきましては、行徳地区、南行徳地区、の2地区で分けております。</p>
福澤委員	<p>訪問診療をしている医師に対して、カナミックを使ってほしいとアナウンスをしておりますが、一方で、昨今は様々なツールが増えており、カナミックに拘る必要はないと医師会の中でも意見が出ております。そのような現状の中、カナミックを今後も使い続けるのか、あるいは他のコミュニケーションツールを考えていただけるのでしょうか。</p> <p>市川病院においても、患者とコミュニケーションがとれるソフトを導入するとパンフレットに明記されており、規模の大きな病院がこのようなソフトを積極的に導入した場合、そちらに移行した方がよいのではないでし</p>

	<p>ようか。そのあたりをぜひ検討していただければと思います。</p>
地域包括支援課長	<p>ご指摘いただいたとおり、様々な新しいツールがでてきておりますので、そのような情報も収集しながら、一番良い方法を考えていきたいと思っておりますので、引き続きご意見等いただければと思います。</p>
岩松委員	<p>健康で社会活動に参加できるため、また、地域共生社会の実現のためには、活動団体との接触、情報交換が必要不可欠だと思います。</p>
地域包括支援課長	<p>住民主体の取り組みが、介護予防、フレイル予防、社会参加といった地域づくりの基礎でございます。</p> <p>地域ケアシステムの取り組みの中で、自治会や高齢者クラブ、ボランティア団体といった様々な団体が活動されております。</p> <p>そのような活動の参考のため、介護予防の体操に関する情報提供、講師依頼があった場合の協力など、様々な取り組みを実施していきたいと思っております。それに加えて、民生委員や地区社会福祉協議会の会議にも参加し、情報を交換をしていきたいと考えております。</p>
岸田会長	<p>フレイルとは、身体的なフレイルや精神的なフレイルなど様々なものがありますが、おおもとは社会的フレイルですので、地域の活動団体と市が共催できるような様々なイベントについても、協議できれば良いかと思っております。</p> <p>介護保険法改正の中でも、地域づくり事業が大切になっているので、市民がいろいろな場所で活動できる仕組み作りを検討していただき、社会的フレイルを少しでも減らせるようにしていただきたいと思っております。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>③第5次いちかわハートフルプラン</b></p>
障がい者支援課長	<p style="text-align: center;">(資料3-③に基づき説明)</p>
岸田会長	<p>ただいま事務局よりご説明がありました。委員の皆様からご意見やご質問などはございますでしょうか。</p>
久保木委員	<p>第4期ハートフルプランの61ページでは、「施策推進の方向」として、「⑤保健・医療・リハビリテーションの充実 ～健やかに暮らす～」と記載がある一方、次期計画においてはこの文章が削除されている理由を教えてください。</p>

障がい者支援課長	「施策推進の方向」につきましては、展開的に整備し、バランスを整えていく予定でございます。今後の分科会の議論を踏まえ、改定したいと思います。
木下委員	障がい者団体の会員がなかなか増えず、活動している方の高齢化が進んでおります。障がいを抱えた方が障がい者団体へより加入していただけるような施策を、ぜひ検討していただきたいと思います。
岸田会長	今後の分科会にてぜひ審議をしていただければと思います。計画の内容についても、パブリックコメントで修正があるかもしれませんが、その内容もしっかりと反映をお願いいたします。
	<b>(4) その他</b>
岸田会長	それでは議題(4)「その他」に移りますが、本日「その他」の議題はありますでしょうか。
事務局	市川市障害者団体連絡会 代表 木下 静男 様より、バリアフリーハンドブックをいただいておりますので、こちらについてご説明をいただきたいと思います。木下委員、よろしく願いいたします。
木下委員	<b>(当日配布資料に基づき説明)</b>
岸田会長	ありがとうございます。それでは、令和5年度第1回市川市社会福祉審議会を終了いたします。

(11時30分閉会)

市川市社会福祉審議会  
会長 岸田 宏司